

昭和五十三年五月十二日受領
答 弁 第 二 一 九 号

(質問の 二一九)

内閣衆質八四第二九号

昭和五十三年五月十二日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員近江巳記夫君外一名提出「沖縄における旧軍買収地について」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員近江巳記夫君外一名提出「沖縄における旧軍買収地について」に関する再
質問主意書に対する答弁書

一について

昭和十八年から同十九年にかけて旧読谷飛行場用地が買収された時点において、設置されたと判断される。

二について

(1) 御指摘の土地については、読谷村長から、国有地として所有権証明書が既に交付されているものである。

(2) 調査の結果では、国有地に対する個人の土地所有申請書は収集されていない。

三について

米國治政下における所有權認定作業については、先の提出資料において述べたとおりの手続によつて行われたことが調査の結果判明している。しかしながら、御指摘の土地は民有地であり、その手続に関する具体的経過については調査の対象にしていない。

右答弁する。